

## 東京都地方独立行政法人評価委員会運営要綱の一部改正について

## 1 改正の概要

- 今回の評価委員会を書面開催できるよう、東京都地方独立行政法人評価委員会規則に新たな条項（新第三条）を追加（令和2年6月30日施行）

## （書面による審議）

第三条 知事は、やむを得ない理由により、条例第七条の会議を開くことが困難であると認める場合には、議事に係る書面（電磁的記録によるものを含む。）を委員及び当該議事に関係のある臨時委員（次項において「臨時委員」という。）に送付することにより、委員会の議事について意見を求めることができる。

2 前項の場合において、委員及び臨時委員の過半数から委員長に対し、意見の提出があったときは、委員会の議事は、意見を提出したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会の議事に準用する。

- それに伴い、同規則の旧第四条が、第五条に繰下げ

## （雑則）

第五条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

- 東京都地方独立行政法人評価委員会運営要綱の本文に、「東京都地方独立行政法人評価委員会規則第四条」という記載があり、改正後の条番号である第五条へ修正

## 2 新旧対照表

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この要綱は、東京都地方独立行政法人評価委員会規則（平成十七年東京都規則第百九十二号）<u>第五条</u>の規定に基づき、東京都地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>第二条から第五条まで （現行のとおり）</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この要綱は、東京都地方独立行政法人評価委員会規則（平成十七年東京都規則第百九十二号）<u>第四条</u>の規定に基づき、東京都地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>第二条から第五条まで （略）</p>

（改正案）

東京都地方独立行政法人評価委員会運営要綱

〔平成十七年十月十四日  
東京都地方独立行政法人評価委員会決定  
改正 平成十九年八月三十一日  
東京都地方独立行政法人評価委員会決定  
改正 平成二十六年三月三十一日  
東京都地方独立行政法人評価委員会決定  
改正 平成三十年三月五日  
東京都地方独立行政法人評価委員会決定  
改正 令和二年八月 日  
東京都地方独立行政法人評価委員会決定〕

（目的）

第一条 この要綱は、東京都地方独立行政法人評価委員会規則（平成十七年東京都規則第百九十二号）第五条の規定に基づき、東京都地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（会議の公開）

第二条 委員会の会議は、公開して行う。ただし、会議において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りではない。

（傍聴人に対する指示）

第三条 議長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めるときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

（議事録等）

第四条 委員会の議事録及び会議で使用した資料は、公表する。ただし、会議において非公表とすることが適当であると認める場合については、この限りではない。

（分科会の議決）

第五条 東京都地方独立行政法人評価委員会条例（平成十六年東京都条例第百十八号）第六条第六項において規定する、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる事項については、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成十七年十月十四日から施行する。

附 則

この要綱は、平成十九年八月三十一日から施行する。

附 則

この要綱は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則

この要綱は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表中、中期目標期間における

業務実績（公立大学法人に係るものを除く。）について知事が評価する際の意見（地方独立行政法人法第二十八条第一項第二号に規定する中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に関する評価を除く。）の項は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則

この要綱は、令和二年八月十二日から施行する。

別表（第五条関係）

事 項	根 拠 法
出資等に係る不要財産の納付又は当該財産の譲渡収入の納付に対して知事が認可する際の意見	地方独立行政法人法第四十二条の二第五項
特定地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申出	地方独立行政法人法第四十九条第二項
一般地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申出	地方独立行政法人法第五十六条第一項
公立大学法人に係る中期計画の作成・変更に対して知事が認可する際の意見	地方独立行政法人法第七十八条第四項
公立大学法人に係る当該事業年度における業務の実績についての評価	地方独立行政法人法第七十八条の二
公立大学法人に係る中期目標期間における業務実績についての評価（地方独立行政法人法第七十八条の二第一項第二号に定める中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務実績についての評価を除く。）	地方独立行政法人法第七十八条の二
公立大学法人に係る当該事業年度における業務実績及び中期目標期間における業務実績についての評価（地方独立行政法人法第七十八条の二第一項第二号に定める中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務実績についての評価を除く。）の結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告	地方独立行政法人法第七十八条の二
中期計画（公立大学法人に係るものを除く。）の作成・変更に対して知事が認可する際の意見	東京都地方独立行政法人評価委員会条例第二条
当該事業年度における業務実績（公立大学法人に係るものを除く。）について知事が評価する際の意見	東京都地方独立行政法人評価委員会条例第二条
中期目標期間における業務実績（公立大学法人に係るものを除く。）について知事が評価する際の意見（地方独立行政法人法第二十八条第一項第二号に規定する中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に関する評価を除く。）	東京都地方独立行政法人評価委員会条例第二条